



今月のことば

monthly word

弁理士 我が天職

日本弁理士会 副会長
富澤 孝

小学生の頃の作文を読むと、エジソンに憧れて、将来の夢は、発明家になって、世の中の困っている人々の役に立つ発明を成すことでありました。

弁理士の試験を受け始めたのは、大学院の生産技術工学専攻を修了して、とある化学メーカーの生産技術部に入ってからです。それから、昭和63年に合格するまで、会社を辞めて、子ども3人をかかえながら、名古屋大学の法学部の3年に編入して法律の基礎を学ぶ等の変遷を経ました。合格した時は、ある機械メーカーの特許部に在籍しており、弁理士になった後も、2年半程、企業内弁理士として勤務していました。

特許事務所を開設したのは、平成3年であり、そのときには、前の勤務先の仕事の依頼が、机の上に山積みされていました。今考えると、非常に恵まれたスタートであったと思います。事務所は順調に推移して、現在に至っています。

私の専門技術は、生産技術であり、現在の仕事も、自動車部品、半導体、鉄道車両等の生産技術に関する出願を多く手掛けています。生産技術は、製品を安く確実に生産するための技術であり、広く国民の利益に直結する技術であり、弁理士として担当するのに、やりがいのある技術分野だと思います。東海地方では、「ものづくり」として大切にされている技術です。

弁理士の仕事で一番楽しいのは、明細書書きです。訴訟等で弁護士と一緒に仕事をするとき、弁護士の仕事は私にとっては、面白くない仕事だと感じます。その理由は、訴訟は、言葉のけんかであり、相手のあげ足をとるものであって、クリ

エイティブなものでないと感じるからです。それと比較して、明細書書きは、始めから終わりまで、クリエイティブな仕事であると思います。対象とする発明自体がクリエイティブであり、それを自由自在に料理して表現することの自由を弁理士は許されているからです。

明細書書きの本質は、基本的には、職人芸であり、師弟関係の中で伝承されていくものだと考えます。完璧な明細書は存在しないし、訴訟に耐え得る明細書も、ケースバイケースで内容が相違すると考えるからです。確かに、職人芸であっても、明細書書きの基本技術は習得しておく必要があります。その意味で、古谷会長の施策である「弁理士育成塾」は、とても興味深い内容のものであり、「弁理士育成塾」により、有能な職人としての弁理士が増加することを望んでいます。

弁理士のスローガンとしては、「ベンチャー企業の育成を通して、国内における雇用を確保する。」が良いと思っています。これにより、現在の社会に対して大きな貢献を成すことができると考えています。一方、弁護士は、「基本的人権を守る。」ことにより社会に対して貢献しています。これらを対比して考えたときに、基本的人権の基礎となる「個の確立」の前提となるのが正規雇用の確保だと考えます。多くの人は、正規の職に就くことにより、自らの生計を立て、自立した個人としての生活を維持できるからです。

ところが、現在社会においては、企業のグローバル化の名のもとに、国内における正規雇用が極

めて厳しい状況に晒されています。それに対して有効に対処するためには、国内におけるベンチャー企業の育成が一番の対策であると考えます。ベンチャー企業は、中小企業から生まれようと、大企業から生まれようと問題ではありません。新たな正規雇用を生み出すベンチャー企業の誕生が必要であると考えます。

私は、事務所創設以来、事務所の仕事の5%程度をベンチャー企業の育成にしたいと強く希望してきました。しかし実際には、大学関係を含めてベンチャー企業の仕事は、手間ばかりかかって割に合わないものであると実感しています。また、ベンチャー企業の成功率は極めて低く、10年、20年と成長を続ける会社の少なさは、実に悲しむべきことです。実際に、第2のソニーやホンダを育成することは極めて困難なことだと思います。

しかし、諦めずに継続すること、いつか大きく育つベンチャー企業が誕生することを信じてゆきたいと思います。

私が主担当する委員会は、知的財産支援センター、地域企画調整委員会、選挙管理委員会、ADR推進機構、特許委員会です。

地域企画調整委員会には、支部制度の総括を諮問しています。近畿支部ができて30年、東海支部ができて20年、九州支部ができて11年、他の6支部ができて10年経ちました。弁理士会の支部は、大きな支部から小さな支部まで、人員のバランスを欠いており、地域に密着した活動を行うには、色々な問題があります。小さい支部の活動を支援するために、支援センターが大きな役割を果たしていますが、支援センターの支援方法にも、見直すべき点があるように思います。支援センターと地域企画調整委員会には、支部制度を総括して、今後、地域に密着した弁理士会活動がより活発に行えるような組織に変更することを含めて検討をお願いしています。

特許法においては、シフト補正の審査基準が、近々変更され、新たな運用が始まる予定です。特許庁のHPで公表された日以降の審査に適用され

ることになっています。

いわゆる付与後異議制度を再開する特許法改正は、秋の臨時国会か、来年の通常国会に上程される予定です。国会を通過した後も、施行規則の制定等の手続きがあるため、施行されるのは、来年の秋以降になるのではないかと個人的に推測しています。

今後の特許法改正の1つの焦点が、職務発明制度の見直しにあります。経団連等より、企業帰属という考え方が提案されています。個人的には、見直しの必要性は認めますが、どのような制度を採用するとしても、発明者の発明意欲を高めることが必要であると考えます。弁理士は、発明者の身近にいて、発明者の苦労を常に見ています。発明者に対する報奨、奨励等の担保を必要とすると考えます。

また、職務発明の争いについて、個人的には、知的財産仲裁センターが大きな役割を果たすことができるのではないかと、考えています。実際、仲裁センターで扱われた事件では、当事者が満足される結果を得られていると聞いています。裁判所で公開されるより、仲裁センターにおいて非公開で解決するのが、職務発明の争いの解決に適していると思います。

昨年の選挙は、辞退者が連続するという異常事態になりました。辞退することは、投票者に対する裏切り行為であり、病気等の特別な事情がない限り有されないことであると考えます。

一方、会長と副会長が一体として選挙に出ることは、会務運営の面から考えると、合理的な点もあります。今年は、会長選挙の年ではないので、直接影響はないと思いますが、今後の検討課題であると考えます。

本年度の正副会長は、古谷会長を始めとして、バランス感覚の優れた弁理士全体の利益衡量を行うことのできるメンバーが揃っていると自負しています。古谷会長の2年の任期の最初の1年目を、会長と共に前へ突き進んで行きたいと思っています。